

道の駅の防災拠点化（防災道の駅）の取組みについて

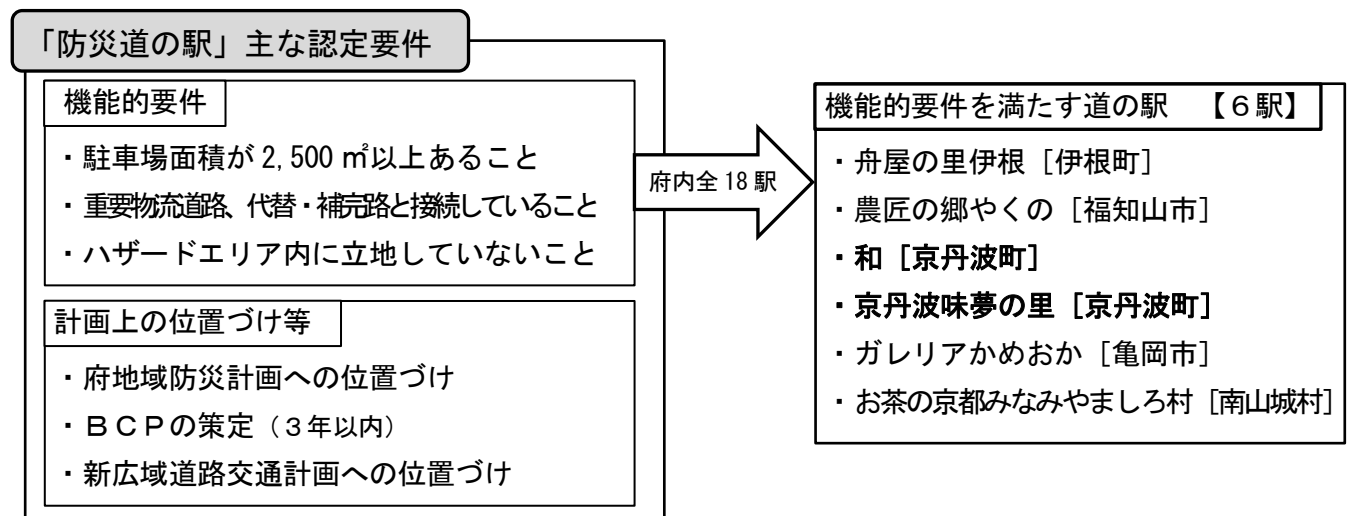
危機管理部災害対策課
建設交通部道路管理課

1 「防災道の駅」制度の創設

- ・「道の駅」は、休憩機能、情報発信機能及び地域の連携機能を有する道路利用者等へのサービス施設を国土交通省が登録する制度であり、平成5年に制度創設されてから全国約1,190駅（京都府内18駅）が登録されているところ。
- ・国土交通省では、災害時に広域的な復旧・復興活動の拠点となる「道の駅」を「防災道の駅」に認定する制度を令和2年度に創設し、ハード・ソフト両面から防災対策を強化しようとするもの。

2 京都府内における防災道の駅の選定

- ・国が定める登録要件に合致する施設のうち、施設設置者（市町村）と調整が整った2施設（和、京丹波味夢の里（いずれも京丹波町））について、京都府地域防災計画に位置づけた上で、防災道の駅の認定申請を行っていく予定



3 想定する役割

- ・ 2施設とも広域防災活動拠点である丹波自然運動公園に近接するため、広域防災活動拠点と連携した広域的な応急活動を支援する拠点として、大規模災害時におけるライフライン事業者等の応援隊の集結や全国からの救援物資の集積・集配などの機能の分担を想定。

4 今後の取組み

- ・ 2施設について、BCPを策定するとともに、必要な防災機能の強化を図る。
- ・ 登録要件を満たす他の道の駅についても、継続的に施設設置者と協議を行い、順次、京都府地域防災計画に位置づけた上で、防災道の駅の認定申請を行っていく。